

2024年12月5日

公 告

「長期住所不明組合員のみなし脱退」に関するお知らせ

生活協同組合パルシステム神奈川  
理事長 藤田 順子

定款第10条（自由脱退）、および「長期住所不明組合員のみなし脱退に関する規則」にもとづいて、2024年8月31日を基準日に、過去2年間住所不明の組合員について、2024年度末（2025年3月31日）をもって自由脱退のお申し出があったものとみなし、脱退手続きをとらせていただきます。お心当たりの方は、下記の内容についてご確認ください。

■みなし脱退の対象となる方

毎年7月下旬頃にお送りする「出資配当通知のハガキ」により、年1回登録住所の確認をさせていただいておりましたが、3ヵ年連続（2022年度、2023年度、2024年度）でハガキが宛先不明で戻ってきた方で、基準日から過去2年間にご利用およびご連絡のない方が今回の「みなし脱退」の対象です。

■みなし脱退の対象となる方の名簿の閲覧または問い合わせ

上記の方の名簿（氏名のみ掲載）を、配送センター事務所に備えてあります。お申し出をいただければ、名簿をご覧いただくことができます。また、電話でのお問い合わせにお答えすることもできます。

■名簿の閲覧期間

2024年12月5日（木）～2025年1月10日（金）とします。  
上記期間中にご利用又は所在が確認できた方は、「みなし脱退」手続きを取り消させていただきます。

■みなし脱退手続きの実施について

2025年1月10日（金）までにお申し出がなく、ご利用又は所在が確認できなかった方について、2025年3月31日付けで「みなし脱退」手続きをとらせていただきます。

なお、「みなし脱退」手続きを実施しますと組合員資格はなくなりますが、2027年3月31日までの2年間は出資金をお預かりしています。この間にお申し出をいただければ、出資金等をお返すことができます。2027年4月1日以後は出資金をお返すことができなくなりますのでご了承ください。

ご本人またはご家族の方で、お心当たりのある方はご連絡ください。

■お問合せは■

総務財務部 総務課 電話 045-470-4175（月～金、9：00～17：30）

FAX 045-470-4171（24時間）

☒ palkana-soumu@pal.or.jp